

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2005-92470

(P2005-92470A)

(43) 公開日 平成17年4月7日(2005.4.7)

(51) Int. Cl.⁷

G06F 15/00
G06F 1/00
G06F 12/14
G06F 15/02
G06F 17/60

F I

G06F 15/00 330G
G06F 1/00 370E
G06F 12/14 310H
G06F 12/14 320A
G06F 15/02 335G

テーマコード(参考)

5B017
5B019
5B035
5B085
5J104

審査請求 未請求 請求項の数 21 O L (全 16 頁) 最終頁に続く

(21) 出願番号 特願2003-323835 (P2003-323835)

(22) 出願日 平成15年9月17日(2003.9.17)

(71) 出願人 000004237

日本電気株式会社
東京都港区芝五丁目7番1号

(74) 代理人 100088812

弁理士 ▲柳▼川 信

(72) 発明者 伊賀 徳寿

東京都港区芝五丁目7番1号 日本電気株式会社内

Fターム(参考) 5B017 AA07 BA06 CA14

5B019 FA04 JA10

5B035 AA07 BB09

5B085 AA08 AE00 AE04 BE01

5J104 NA38

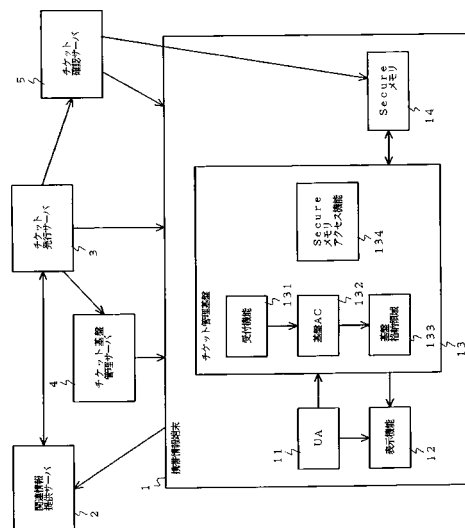
(54) 【発明の名称】 電子情報認証システム、携帯情報端末及びそれらに用いる電子情報認証方法

(57) 【要約】

【課題】 高コスト化を招くことなく、端末内の特定の電子情報及びその関連情報に対して強固なセキュリティを施すことが可能な電子情報認証システムを提供する。

【解決手段】 携帯情報端末1のチケット管理基盤13の基盤格納領域133は基盤AC132で許可されたチケット発行サーバ3から渡された関連情報を格納する。基盤格納領域133に対してはUA11と、チケット管理サーバ4と、チケット発行サーバ3とからアクセス可能となっている。セキュリティを考慮しなくはいけない電子チケットはSecureメモリ14に格納するが、セキュリティをあまり考慮しなくてもよい場合には基盤格納領域133にその電子チケットを置く。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

発行サーバから発行された電子情報を携帯情報端末に格納しておき、サービス提供時に前記携帯情報端末に格納された前記電子情報を確認サーバで確認する電子情報認証システムであって、

強固なセキュリティを持ちかつ前記サービス提供時に認証に必要な情報を含む電子情報を格納するメモリと、前記メモリよりも低いセキュリティを持ちかつ前記電子情報の関連情報を格納する格納手段とを前記携帯情報端末に有し、

前記電子情報と前記電子情報の関連情報とを個別に認証することを特徴とする電子情報認証システム。

10

【請求項 2】

前記メモリは、少なくとも耐タンパ性に優れた IC カードを含むことを特徴とする請求項 1 記載の電子情報認証システム。

【請求項 3】

少なくとも発行サーバから前記格納手段へのアクセスの認証管理を行う管理サーバを含むことを特徴とする請求項 1 または請求項 2 記載の電子情報認証システム。

【請求項 4】

前記格納手段へのアクセスの認証管理を行う認証プログラムを前記管理サーバからダウンロードする手段を前記携帯情報端末に含むことを特徴とする請求項 3 記載の電子情報認証システム。

20

【請求項 5】

前記認証プログラムは、前記格納手段へのアクセス制御情報を含むことを特徴とする請求項 4 記載の電子情報認証システム。

【請求項 6】

前記格納手段へのアクセス制御情報を前記管理サーバから受取る手段を前記携帯情報端末に含むことを特徴とする請求項 4 記載の電子情報認証システム。

【請求項 7】

前記関連情報内に記述された情報を基に前記関連情報より詳細な関連詳細情報を提供する関連情報提供サーバにアクセスする手段を前記携帯情報端末に含むことを特徴とする請求項 1 から請求項 6 のいずれか記載の電子情報認証システム。

30

【請求項 8】

発行サーバから発行されかつサービス提供時に確認サーバで確認される電子情報を格納する携帯情報端末であって、

強固なセキュリティを持ちかつ前記サービス提供時に認証に必要な情報を含む電子情報を格納するメモリと、前記メモリよりも低いセキュリティを持ちかつ前記電子情報の関連情報を格納する格納手段とを有し、

前記電子情報と前記電子情報の関連情報とを個別に認証することを特徴とする携帯情報端末。

【請求項 9】

前記メモリは、少なくとも耐タンパ性に優れた IC カードを含むことを特徴とする請求項 8 記載の携帯情報端末。

40

【請求項 10】

少なくとも発行サーバから前記格納手段へのアクセスの認証管理が管理サーバで行われることを特徴とする請求項 8 または請求項 9 記載の携帯情報端末。

【請求項 11】

前記格納手段へのアクセスの認証管理を行う認証プログラムを前記管理サーバからダウンロードする手段を含むことを特徴とする請求項 10 記載の携帯情報端末。

【請求項 12】

前記認証プログラムは、前記格納手段へのアクセス制御情報を含むことを特徴とする請求項 11 記載の携帯情報端末。

50

【請求項 13】

前記格納手段へのアクセス制御情報を前記管理サーバから受取る手段を含むことを特徴とする請求項 11 記載の携帯情報端末。

【請求項 14】

前記関連情報内に記述された情報を基に前記関連情報より詳細な関連詳細情報を提供する関連情報提供サーバにアクセスする手段を含むことを特徴とする請求項 8 から請求項 13 のいずれか記載の携帯情報端末。

【請求項 15】

発行サーバから発行された電子情報を携帯情報端末に格納しておき、サービス提供時に前記携帯情報端末に格納された前記電子情報を確認サーバで確認する電子情報認証方法であって、前記携帯情報端末に設けられかつ強固なセキュリティを持つメモリに前記サービス提供時に認証に必要な情報を含む電子情報を格納し、前記携帯情報端末に設けられかつ前記メモリよりも低いセキュリティを持つ格納手段に前記電子情報の関連情報を格納し、前記電子情報と前記電子情報の関連情報とを個別に認証することを特徴とする電子情報認証方法。

10

【請求項 16】

前記メモリは、少なくとも耐タンパ性に優れた IC カードを含むことを特徴とする請求項 15 記載の電子情報認証方法。

【請求項 17】

少なくとも発行サーバから前記格納手段へのアクセスの認証管理を管理サーバで行うことを特徴とする請求項 15 または請求項 16 記載の電子情報認証方法。

20

【請求項 18】

前記格納手段へのアクセスの認証管理を行う認証プログラムを前記管理サーバから前記携帯情報端末にダウンロードすることを特徴とする請求項 17 記載の電子情報認証方法。

【請求項 19】

前記認証プログラムは、前記格納手段へのアクセス制御情報を含むことを特徴とする請求項 18 記載の電子情報認証方法。

【請求項 20】

前記携帯情報端末が、前記格納手段へのアクセス制御情報を前記管理サーバから受取ることを特徴とする請求項 18 記載の電子情報認証方法。

30

【請求項 21】

前記携帯情報端末が、前記関連情報内に記述された情報を基に前記関連情報より詳細な関連詳細情報を提供する関連情報提供サーバにアクセスすることを特徴とする請求項 15 から請求項 20 のいずれか記載の電子情報認証方法。

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明は電子情報認証システム、携帯情報端末及びそれらに用いる電子情報認証方法に関し、特に携帯電話機等の携帯情報端末に保存された電子チケット（入場券等）のセキュリティに関する。

40

【背景技術】**【0002】**

近年、携帯電話機等の携帯情報端末においては、その多機能化とともに、電子化されたチケット（コンサートチケット、映画チケット、航空券、宿泊券、遊園地や娯楽施設への入場券、住民票等を電子データの形で提供するもの）を格納する機器としても用いられるようになってきている。

【0003】

携帯情報端末が電子化されたチケットの格納機器として用いられる場合には、それらの情報を必要とする場所、例えばコンサート会場、映画館、遊園地や娯楽施設の入り口等で表示部に表示される電子化されたチケットを提示することで入場が許可されるようになっ

50

ている。

【0004】

【特許文献1】特開2003-162602号公報

【特許文献2】特開2002-324256号公報

【特許文献3】特開2002-189933号公報

【特許文献4】特開2002-140742号公報

【特許文献5】特開2002-83333号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

上述した従来の携帯情報端末では、電子化されたチケットを管理する場合、より強固なセキュリティが要求されるチケットの格納場所として、耐タンパ性に優れたIC(集積回路)カード等の強固なセキュリティを持つメモリ(Secureメモリ)が挙げられるが、このSecureメモリを用いると高コスト化を招いてしまう。

10

【0006】

また、電子化されたチケットの関連情報は、チケット本来の情報(データ)よりはるかに大容量なメモリが要求されることが想定される。よって、その関連情報はセキュリティレベルが比較的低いと思われるため、Secureメモリよりも通常のメモリを格納場所とした方が好ましい。但し、ある一定のアクセス制限は必要と考えられる。

【0007】

電子化されたチケットの関連情報に関しては、上記の特許文献1~5の場合、Secureメモリに置く、あるいは通常メモリにアクセス制限を施さないで格納する例が提案されているが、これらの例では悪意を持つものから関連情報を削除されたり、改ざんされる恐れがある。

20

【0008】

そこで、本発明の目的は上記の問題点を解消し、高コスト化を招くことなく、端末内の特定の電子情報及びその関連情報に対して強固なセキュリティを施すことができる電子情報認証システム、携帯情報端末及びそれらに用いる電子情報認証方法を提供することにある。

【課題を解決するための手段】

30

【0009】

本発明による電子情報認証システムは、発行サーバから発行された電子情報を携帯情報端末に格納しておき、サービス提供時に前記携帯情報端末に格納された前記電子情報を確認サーバで確認する電子情報認証システムであって、

強固なセキュリティを持ちかつ前記サービス提供時に認証に必要な情報を含む電子情報を格納するメモリと、前記メモリよりも低いセキュリティを持ちかつ前記電子情報の関連情報を格納する格納手段とを前記携帯情報端末に備え、

前記電子情報と前記電子情報の関連情報とを個別に認証している。

【0010】

本発明による携帯情報端末は、発行サーバから発行されかつサービス提供時に確認サーバで確認される電子情報を格納する携帯情報端末であって、

40

強固なセキュリティを持ちかつ前記サービス提供時に認証に必要な情報を含む電子情報を格納するメモリと、前記メモリよりも低いセキュリティを持ちかつ前記電子情報の関連情報を格納する格納手段とを備え、

前記電子情報と前記電子情報の関連情報とを個別に認証している。

【0011】

本発明による電子情報認証方法は、発行サーバから発行された電子情報を携帯情報端末に格納しておき、サービス提供時に前記携帯情報端末に格納された前記電子情報を確認サーバで確認する電子情報認証方法であって、前記携帯情報端末に設けられかつ強固なセキュリティを持つメモリに前記サービス提供時に認証に必要な情報を含む電子情報を格納し

50

、前記携帯情報端末に設けられかつ前記メモリよりも低いセキュリティを持つ格納手段に前記電子情報の関連情報を格納し、前記電子情報と前記電子情報の関連情報とを個別に認証している。

【0012】

すなわち、本発明の電子情報認証システムは、例えば電子チケット等の特定の電子情報の格納において、入場時の認証に必要な情報を含む電子チケットを高価で耐タンパ性に優れたIC（集積回路）カード等の強固なセキュリティを持つメモリ（以下、Secureメモリとする）に格納し、その電子チケットの関連情報を携帯情報端末（携帯電話機を含む）のチケット管理基盤の基盤格納領域に格納することを特徴としている。

【0013】

本発明の電子情報認証システムでは、基盤格納領域への格納を行うことで、このチケット管理基盤の提供者からアクセス権を得られないと格納することができなくし、さらに確認/参照するができなくしている。

【0014】

チケット提供者は、電子チケットを格納するSecureメモリとの認証と、その電子チケットの関連情報を格納するチケット管理基盤の基盤格納領域の認証との合わせて2回の認証が必要となる。

【0015】

したがって、本発明の電子情報認証システムでは、高コスト化を招くことなく、端末内の特定の電子情報及びその関連情報に対して強固なセキュリティを施すことが可能となる。

【発明の効果】

【0016】

本発明は、以下に述べるような構成及び動作とすることで、高コスト化を招くことなく、端末内の特定の電子情報及びその関連情報に対して強固なセキュリティを施すことができるという効果が得られる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0017】

次に、本発明の実施例について図面を参照して説明する。図1は本発明の一実施例による電子情報認証システムの構成を示すブロック図である。以下、図1を参照して本発明の一実施例による電子情報認証システムでの電子チケット（コンサートチケット、映画チケット、航空券、宿泊券、遊園地や娯楽施設への入場券、住民票等を電子データの形で提供するもの）等の電子情報の認証について説明する。図1には利用者が電子チケットを獲得した後使用する例を示している。

【0018】

図1を参照すると、本発明の一実施例による電子情報認証システムは、少なくとも携帯電話機やPDA（Personal Digital Assistant）等の携帯情報端末1と、関連情報提供サーバ2と、チケット発行サーバ3と、チケット管理サーバ4と、チケット確認サーバ5とから構成されている。

【0019】

携帯情報端末1は、少なくともUA（User Agent）11と、表示機能12と、チケット管理基盤13と、強固なセキュリティを持つメモリ（以下、Secureメモリとする）14とから構成されている。

【0020】

UA11は利用者の命令にしたがってチケット管理基盤13を操作し、関連情報の表示を依頼することが可能な機能を有している。表示機能12はUA11あるいはチケット管理基盤13からの命令によって関連情報の表示を行う機能を有している。この時、関連情報提供サーバ2のアドレスが渡された場合には、関連情報提供サーバ2にアクセスし、必要な表示情報を獲得する。また、関連情報自身を表示することも可能である。

【0021】

10

20

30

40

50

チケット管理基盤 1 3 は、少なくとも受付機能 1 3 1 と、基盤 A C (A c c e s s C o n t r o l) 1 3 2 と、基盤格納領域 1 3 3 と、S e c u r e メモリアクセス機能 1 3 4 とから構成されている。

【 0 0 2 2 】

受付機能 1 3 1 はチケット発行サーバ 3 からの電子チケット及び関連情報の設定を処理する機能、チケット管理サーバ 4 からのチケット発行サーバ 3 及びチケット確認サーバ 5 のアクセス制御情報の設定を処理する機能、チケット確認サーバ 5 からのチケット確認を処理する機能を有している。

【 0 0 2 3 】

基盤 A C 1 3 2 はチケット発行サーバ 3 のアクセスコントロール情報を管理する機能を有している。このアクセスコントロール情報は、チケット管理サーバ 4 から通知される。また、チケット発行サーバ 3 から基盤格納領域 1 3 3 へのアクセス要求があった場合、そのアクセスコントロール情報を基にアクセス制御を行っている。

10

【 0 0 2 4 】

基盤格納領域 1 3 3 は基盤 A C 1 3 2 で許可されたチケット発行サーバ 3 から渡された関連情報を格納する機能を有している。基盤格納領域 1 3 3 にアクセス可能なものは U A 1 1 と、チケット管理サーバ 4 と、チケット発行サーバ 3 とが考えられる。セキュリティを考慮しなくてはならない電子チケットは、S e c u r e メモリ 1 4 に格納するが、セキュリティをあまり考慮しなくてもよい場合には基盤格納領域 1 3 3 にその電子チケットを置くことができる。

20

【 0 0 2 5 】

S e c u r e メモリアクセス機能 1 3 4 は、S e c u r e メモリ 1 4 へのアクセス機能を有している。S e c u r e メモリ 1 4 は耐タンパ性に優れた I C (集積回路) カード等のメモリである。このメモリは携帯情報端末 1 内に内蔵されていてもよいし、携帯情報端末 1 に着脱可能なものでもよい。

【 0 0 2 6 】

関連情報提供サーバ 2 はチケット発行サーバ 3 で提供する電子チケットに関連付けられた関連情報よりも詳細な関連情報を提供するサーバである。関連情報に関連情報提供サーバ 2 のアドレスが記述されていた場合、携帯情報端末 1 はそのアドレスの関連情報提供サーバ 2 にアクセスし、より詳細な関連情報を獲得することができる。

30

【 0 0 2 7 】

チケット発行サーバ 3 は S e c u r e メモリ 1 4 に格納する電子チケットと、基盤格納領域 1 3 2 に格納する関連情報とを提供可能なサーバである。チケット管理サーバ 4 は携帯情報端末 1 がチケット管理基盤 1 3 の機能を有効にする処理と、チケット発行サーバ 3 がチケット管理基盤 1 3 にアクセス可能とする処理とを実行することができる機能を有するサーバである。

【 0 0 2 8 】

チケット確認サーバ 5 は利用者が電子チケットを使用してあるサービスを利用する場合に、電子チケットの存在を確認する機能を有している。尚、関連情報提供サーバ 2、チケット発行サーバ 3、チケット確認サーバ 5 は同一サーバ上で実現してもよい。

40

【 0 0 2 9 】

図 2 は図 1 のチケット発行サーバ 3 が携帯情報端末 1 のチケット管理基盤 1 3 を利用したサービスを行いたい場合の処理を示すシーケンスチャートであり、図 3 は図 1 の携帯情報端末 1 のチケット管理基盤 1 3 に対してチケット発行サーバ 3 とチケット確認サーバ 5 とがアクセス可能となるように設定する手順を示すシーケンスチャートである。

【 0 0 3 0 】

図 4 は図 1 の携帯情報端末 1 に対してチケット発行サーバ 3 が電子チケット及び関連情報を設定する手順を示すシーケンスチャートであり、図 5 は利用者が関連情報を参照する場合の手順を示すシーケンスチャートであり、図 6 は利用者が獲得したい電子チケットを使用して対応したサービスを受けたい場合の手順を示すシーケンスチャートである。

50

【0031】

これら図1～図6を参照して本発明の一実施例による電子情報認証システムの動作について説明する。ここで、本発明の一実施例による電子情報認証システムの動作としては、(1)チケット管理基盤13へのアクセス依頼、(2)チケット管理基盤13へのチケット発行サーバ3のアクセス設定、(3)電子チケット及び関連情報の獲得、(4)関連情報の使用、(5)電子チケットの使用という処理に大きく分けることができる。

【0032】

まず、(1)チケット管理基盤13へのアクセス依頼について述べる。チケット発行サーバ3は携帯情報端末1のチケット管理基盤13を利用したい旨をチケット基盤管理サーバ4に通知する(図2のa1)。この場合、チケット発行サーバ3及びチケット基盤管理サーバ4は必要であれば、相互認証を行う。

10

【0033】

その後、チケット発行サーバ3はチケット基盤管理サーバ4が一意に識別可能な識別情報、及び携帯情報端末1との相互認証に必要な認証情報を獲得する(図2のa2)。

【0034】

チケット発行サーバ3が獲得した識別情報及び認証情報は、チケット確認サーバ5に渡される(図2のa3)。本実施例ではチケット発行サーバ3からチケット確認サーバ5に識別情報及び認証情報を渡しているが、チケット確認サーバ5はチケット基盤管理サーバ4から直接もらっても良い。

【0035】

また、これら識別情報及び認証情報は携帯情報端末1への通知時に使用されるが、チケット発行サーバ3が持つものと、チケット確認サーバ5がもつものとは同じでもよいし、別のものでよい。別のものである場合、チケット基盤管理サーバ4はチケット発行サーバ3用の識別情報及び認証情報と、チケット確認サーバ5用の識別情報及び認証情報とを携帯情報端末1の基盤AC132に設定する必要がある。

20

【0036】

チケット発行サーバ3が発行する電子チケットに関連した情報である詳細な関連情報(以下、関連詳細情報とする)を利用者に提供したい場合、チケット発行サーバ3は関連情報提供サーバ2に関連詳細情報の作成を依頼する(図2のa4)。この関連詳細情報は携帯情報端末1の基盤格納領域132に設定する関連情報よりもっと詳細な情報である。

30

【0037】

または、関連情報提供サーバ2がチケット発行サーバ3が発行する電子チケットに対して関連詳細情報、あるいは別の関連情報をユーザに提供したい場合、関連情報提供サーバ2は自サーバのアドレスを含む関連情報の提供を行いたい旨をチケット発行サーバ3に通知する(図2のa5)。

【0038】

これらの処理をすべて終えることによって、チケット発行サーバ3は電子チケットを利用者に提供することが可能となる。また、チケット発行サーバ3は必要に応じて、関連情報をも用意する。

【0039】

この関連情報には、少なくとも、表示情報(携帯情報端末1の表示機能12で表示する情報)、確認情報(Secureメモリ14に確かに電子チケットを格納したという情報)、関連詳細情報(関連情報提供サーバ2のアドレス)、識別情報(本関連情報をアクセス可能なサーバを一意に識別可能な識別情報)、アクセスコントロール(識別情報で一意に識別されるサーバに対するデフォルトのRead権限、Write権限情報)が含まれている。

40

【0040】

次に、(2)チケット管理基盤13へのチケット発行サーバ3のアクセス設定について述べる。携帯情報端末1の利用者がチケット基盤管理サーバ4が設置されている場所へ行き、赤外線経由、あるいは無線LAN(Local Area Network)経由で

50

チケット管理基盤サーバ4と通信する、あるいは携帯情報端末1が携帯電話網(図示せず)を利用可能であれば、その携帯電話網を利用してチケット管理基盤サーバ4と通信することを想定している。

【0041】

まず、チケット管理基盤サーバ4と携帯情報端末1のチケット管理基盤13とは相互認証を行い、互いが正しいものであることを確認する(図3のb1)。その後、チケット管理基盤サーバ4は携帯情報端末1のチケット管理基盤13にアクセス制御情報の設定を依頼する(図3のb2)。チケット管理基盤サーバ4との通信は受付機能131が行い、アクセス制御情報は基盤AC132へと格納される。

【0042】

この時のアクセス制御情報は、少なくとも、識別情報(チケット管理基盤13にアクセスするサーバを一意に識別可能な識別情報、例えばチケット発行サーバ3の識別情報、チケット確認サーバ5の識別情報)、認証情報(識別情報で一意に識別されるサーバとの認証時に使用される情報)、アクセスコントロール(識別情報で一意に識別されるサーバに対するデフォルトのRead権限、Write権限情報)という内容を持つ。

【0043】

チケット発行サーバ3とチケット確認サーバ5とが別の識別情報と認証情報とを持つ場合には、それぞれのサーバについて、上記の処理(b2の処理)でアクセス制御情報を設定する必要がある。

【0044】

続いて、(3)チケット及び関連情報の獲得について述べる。この場合には、チケット発行サーバ3が携帯情報端末1のチケット管理基盤13の受付機能131との通信を行う。

【0045】

チケット発行サーバ3と携帯情報端末1のチケット管理基盤13とは相互認証を行う(図4のc1)。この場合、チケット発行サーバ3は自サーバを識別可能な識別情報をチケット管理基盤13に渡す。チケット管理基盤13は基盤AC132からチケット発行サーバ3の識別情報と一致するアクセス制御情報をサーチし、そのアクセス制御情報の認証情報とチケット発行サーバ3が持っている認証情報とを使用して相互認証を行う。

【0046】

その後、チケット発行サーバ3はチケット管理基盤13へ関連情報の設定を依頼する(図4のc2)。携帯情報端末1ではチケット管理基盤13内の基盤AC132を通して、その関連情報を基盤格納領域133へ格納する。

【0047】

この時、基盤AC132は上記の処理(c1の処理)でサーチしたアクセス制御情報内のアクセスコントロールからチケット発行サーバ2のアクセス権を調べ、Write権限をもつサーバであることを確認してから基盤格納領域433へアクセスする。

【0048】

チケット発行サーバ3はチケット管理基盤13へSecureメモリ14との間で相互認証を依頼する(図4のc3)。この認証処理を行うために、チケット発行サーバ3は予めSecureメモリ14に関連する認証情報を保持しておく必要がある。この認証処理では、チケット発行サーバ3がチケット管理基盤13に認証に必要な情報を渡しておく。例えば、チケット発行サーバ3はチャレンジ・レスポンスデータ等をチケット管理基盤13に渡しておく。

【0049】

チケット管理基盤13はSecureメモリアクセス機能134を通してSecureメモリ14との間で相互認証処理を行う(図4のc4)。その後、チケット発行サーバ3はチケット管理基盤13へSecureメモリ14へ電子チケットの設定の依頼を行う(図4のc5)。チケット管理基盤13はSecureメモリアクセス機能134を通してSecureメモリ14に電子チケットの設定を行う(図4のc6)。

10

20

30

40

50

【0050】

また、(4) 関連情報の使用について述べる。利用者が関連情報を参照する場合、利用者は携帯情報端末1のUA11をGUI(Graphical User Interface)画面等を操作してある電子チケットの関連情報を獲得することをチケット管理基盤13に通知する(図5のd1)。

【0051】

この場合、チケット管理基盤13はその獲得依頼を受付機能131で受取り、基盤AC132を通して、基盤格納領域133内の利用者が指定する関連情報を検索する。この時のアクセスコントロールは、関連情報のアクセスコントロールにしたがう。もし、UA11についてのアクセスコントロールが設定されていない場合には、上記のb2の処理で設定されたアクセス制御情報内のアクセスコントロールが適用される。

10

【0052】

チケット管理基盤13は関連情報内の表示情報を表示機能12に渡す(図5のd2)。表示機能12は受取った表示情報を表示する(図5のd4)。この場合、表示機能12は表示情報、あるいは関連詳細情報を携帯情報端末1のディスプレイ(図示せず)に表示する。

【0053】

もし、表示情報が関連情報提供サーバ2のアドレスであれば、表示機能12は関連情報提供サーバ2との通信を開始し、関連詳細情報を獲得する。その後、表示機能12は受取った表示情報を表示する(図5のd4)。この場合も、表示機能12は表示情報、あるいは関連詳細情報を携帯情報端末1のディスプレイに表示する。

20

【0054】

さらに、(5) 電子チケットの使用について述べる。利用者が獲得したい電子チケットを使用して対応したサービスを受けたい場合、チケット確認サーバ5はチケット管理基盤13へSecureメモリ14との間で相互認証を依頼する(図6のe1)。チケット管理基盤13はSecureメモリアクセス機能134を通してSecureメモリ14との間で相互認証処理を行う(図6のe2)。これらの処理はチケット確認サーバ5が携帯情報端末1に装着されているSecureメモリ14への相互認証処理である。これらの処理は上述したc3の処理及びc4の処理と同じである。

【0055】

その後、チケット確認サーバ5はチケット管理基盤13へSecureメモリ14に設定された電子チケットの確認の依頼を行う(図6のe3)。チケット管理基盤13はSecureメモリアクセス機能134を通してSecureメモリ14に設定された電子チケットの確認を行う(図6のe4)。これらの処理は上述したc5の処理及びc6の処理とほぼ同じである。

30

【0056】

Secureメモリ14が携帯情報端末1から分離されている状態の場合、チケット確認サーバ5はSecureメモリ14との間で相互認証を行い(図6のe5)、Secureメモリ14に設定された電子チケットの確認を行う(図6のe6)。

【0057】

このように、本実施例では、電子チケットと関連情報とをそれぞれ別に認証することによって、チケット発行業者が関連情報を提供する、あるいはチケット発行者とは別の業者が関連情報を提供する、または関連情報を参照して別の関連業者が新たな関連情報を格納することをそれぞれ安全に行うことができる。

40

【0058】

つまり、本実施例では、チケット管理サーバ4で認められた業者(サーバ)のみがチケット管理基盤13にアクセス可能であり、悪質な業者(サーバ)から基盤格納領域133及び関連情報を守ることができる。

【0059】

また、本実施例では、チケット発行業者が新たに現れても、携帯情報端末1内のチケッ

50

ト管理基盤 1 3 にその業者についてのアクセス制御情報を容易に追加可能である。これは、携帯情報端末 1 がその都度、チケット基盤管理サーバ 4 と通信を行うことで可能となる。

【 0 0 6 0 】

利用者はチケット基盤管理サーバ 4 が設定されている場所、または店舗に行けば、いつでも通信可能となる。この場合、本実施例では、携帯情報端末 1 が携帯電話網を利用することが可能であれば、リモートに存在するチケット基盤管理サーバ 4 への通信も可能である。

【 0 0 6 1 】

さらに、本実施例では、電子チケットの関連情報を Secure メモリ 1 4 よりも安価なメモリに格納可能であり、大容量の関連情報を扱うことが可能となる。つまり、Secure メモリ 1 4 には電子チケットを使用する場合の必要最低限の情報のみを格納すればよい。

10

【 0 0 6 2 】

さらにまた、本実施例では、関連情報内に関連情報提供サーバ 2 のアドレスを記述可能としているので、携帯情報端末 1 から関連情報提供サーバ 2 へのアクセスが可能であり、より多くの、そしてより詳細な関連情報を利用者に提供することが可能となる。

【 0 0 6 3 】

本実施例では、関連情報毎に、その関連情報にアクセスを許可する各種サーバ及びアプリケーションに関してアクセスコントロール情報を含んでいるので、各種サーバ及び携帯情報端末 1 内のアプリケーションがある 1 つの関連情報を利用する場合、各種サーバ及びアプリケーションについてアクセス制御が可能となる。

20

【 0 0 6 4 】

図 7 は本発明の他の実施例による電子情報認証システムの構成を示すブロック図である。図 7 において、本発明の他の実施例による電子情報認証システムは携帯情報端末 6 内にダウンロード機能 6 1 及び設定 A P (アプリケーションプログラム) 6 2 を追加した以外は図 1 に示す本発明の一実施例による電子情報認証システムと同様の構成となっており、同一構成要素には同一符号を付してある。また、同一構成要素の動作は本発明の一実施例と同様である。

【 0 0 6 5 】

ダウンロード機能 6 1 は設定 A P 6 2 をチケット基盤管理サーバ 4 からダウンロード可能とする機能を有している。これによって、チケット基盤管理サーバ 4 は設定 A P 6 2 を管理する機能、及び携帯情報端末 6 のダウンロード機能 6 1 と連携して設定 A P 6 2 を送
出す機能を有している。

30

【 0 0 6 6 】

設定 A P 6 2 は上述した本発明の一実施例においてチケット基盤管理サーバ 4 が行っていたアクセス制御情報の設定を、チケット基盤管理サーバ 4 の代わりに実行することが可能な機能を有している。本実施例による手順においては、アクセス制御情報を設定する手順が、上述した本発明の一実施例による手順とは異なる。

【 0 0 6 7 】

図 8 は本発明の他の実施例におけるアクセス制御情報の設定手順を示すシーケンスチャートである。これら図 7 及び図 8 を参照して本発明の他の実施例におけるアクセス制御情報の設定手順について説明する。

40

【 0 0 6 8 】

チケット基盤管理サーバ 4 は携帯情報端末 6 のダウンロード機能 6 1 との間で相互認証を行う (図 8 の f 1)。ダウンロード機能 6 1 はチケット基盤管理サーバ 4 からアクセス制御情報を含む設定 A P 6 2 をダウンロードする (図 8 の f 2)。ダウンロード機能 6 1 はダウンロードした設定 A P 6 2 を起動する (図 8 の f 3)。この起動はダウンロード機能 6 1 が行わない場合、利用者が携帯情報端末 6 に対して設定 A P 6 2 への起動要求を行っても良い。

50

【0069】

設定AP62は自身に含まれているアクセス制御情報をチケット管理基盤13に渡す。チケット管理基盤13はそのアクセス制御情報を受付機能131を経由して基盤AC132へ設定する(図8のf4)。あるいは、チケット管理基盤13は基盤AC132を直接呼出して設定してもよい。

【0070】

この時、設定AP62とチケット管理基盤13との間の相互認証は、上記のf1の処理において、信頼することができるチケット管理サーバ4からダウンロードしたので、ダウンロードした設定AP46も信頼することができるので、不要となる。

【0071】

このように、本実施例では、利用者がアクセス制御情報、電子チケット、及びその関連情報を携帯情報端末6に設定し、あるいは携帯情報端末6内のメモリをそれら情報に使用可能とさせるということを承諾したうえで、設定AP62をダウンロードすることで、上述した本発明の一実施例よりも、利用者にとっては、より承諾/契約したことを明確にすることが可能である。

【0072】

図9は本発明の別の実施例におけるアクセス制御情報の設定手順を示すシーケンスチャートである。本発明の別の実施例による電子情報認証システムは上記の本発明の他の実施例による電子情報認証システムと同様の構成となっている。尚、図9のg1~g3の処理は上述したf1~f30の処理と同じであるので、その説明は省略する。

【0073】

チケット管理サーバ4は携帯情報端末6にダウンロードされた設定AP62と通信する機能を有している。携帯情報端末6にダウンロードされた設定AP62はチケット管理サーバ4と通信する機能を有している。

【0074】

本実施例では、必要であれば、チケット管理基盤サーバ4と設定AP62を介したチケット管理基盤13との間の相互認証を行う(図9のg4, g5)。その後、チケット管理サーバ4は設定AP62との通信を開始し、アクセス制御情報を設定AP62に送信してその設定依頼を行う(図9のg6)。

【0075】

設定AP62はチケット管理サーバ4から受取ったアクセス制御情報をチケット管理基盤13に渡す。チケット管理基盤13ではそのアクセス制御情報を受付機能131を通して基盤AC132に設定する(図9のg7)。

【0076】

上述した本発明の他の実施例では、設定AP62にアクセス制御情報を埋め込んでいるため、アクセス制御情報が異なれば、その異なる数だけ設定AP62を用意する必要がある。

【0077】

これに対し、本実施例では、アクセス制御情報をチケット管理サーバ4と通信して受取る手順となっているため、複数の設定AP62を用意する必要がない。これによって、本実施例では、チケット管理サーバ4が設定AP62を1種類用意しておけばよく、より柔軟なアクセス制御情報の設定が可能となる。

【産業上の利用可能性】

【0078】

本発明は、上述したような電子チケットの認証以外に、電子チケット以外にも、住民票等の個人認証情報、プリペイドカード等の金額情報、招待状等の入場券、その他、様々な電子データに置換可能な電子情報に対する認証に用いることが可能である。

【図面の簡単な説明】

【0079】

【図1】本発明の一実施例による電子情報認証システムの構成を示すブロック図である。

10

20

30

40

50

【図 2】図 1 のチケット発行サーバが携帯情報端末 1 のチケット管理基盤を利用したサービスを行いたい場合の処理を示すシーケンスチャートである。

【図 3】図 1 の携帯情報端末のチケット管理基盤に対してチケット発行サーバとチケット確認サーバとがアクセス可能となるように設定する手順を示すシーケンスチャートである。

【図 4】図 1 の携帯情報端末に対してチケット発行サーバが電子チケット及び関連情報を設定する手順を示すシーケンスチャートである。

【図 5】利用者が関連情報を参照する場合の手順を示すシーケンスチャートである。

【図 6】利用者が獲得したい電子チケットを使用して対応したサービスを受けたい場合の手順を示すシーケンスチャートである。

【図 7】本発明の他の実施例による電子情報認証システムの構成を示すブロック図である。

【図 8】本発明の他の実施例におけるアクセス制御情報の設定手順を示すシーケンスチャートである。

【図 9】本発明の別の実施例におけるアクセス制御情報の設定手順を示すシーケンスチャートである。

【符号の説明】

【 0 0 8 0 】

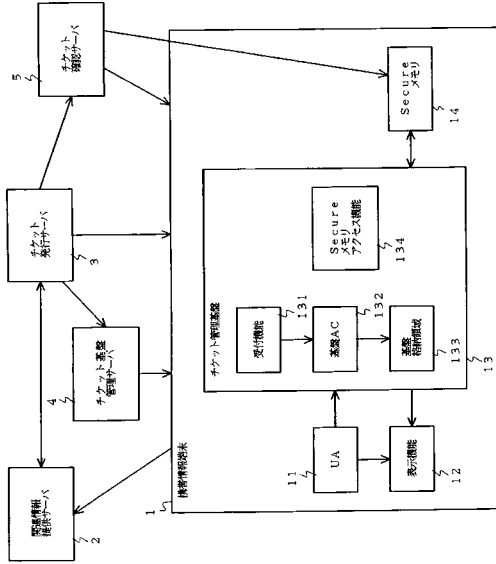
- 1, 6 携帯情報端末
- 2 関連情報提供サーバ
- 3 チケット発行サーバ
- 4 チケット管理サーバ
- 5 チケット確認サーバ
- 1 1 U A
- 1 2 表示機能
- 1 3 チケット管理基盤
- 1 4 S e c u r e メモリ
- 6 1 ダウンロード機能
- 6 2 設定 A P
- 1 3 1 受付機能
- 1 3 2 基盤 A C
- 1 3 3 基盤格納領域
- 1 3 4 S e c u r e メモリアクセス機能

10

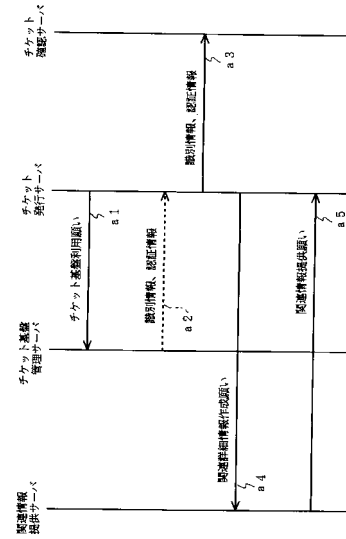
20

30

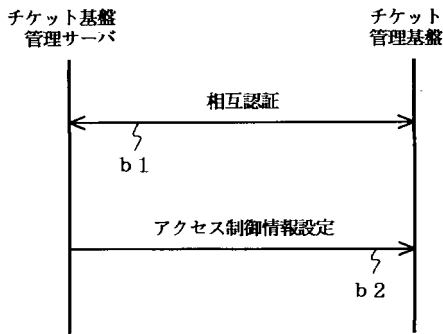
【 図 1 】



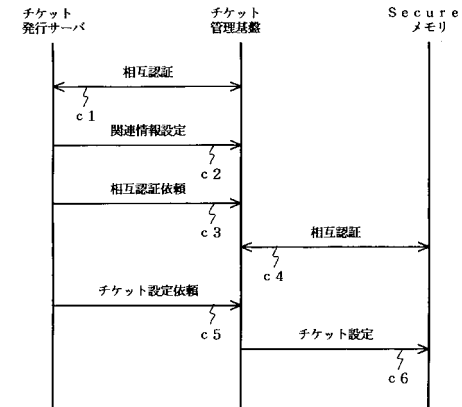
【 図 2 】



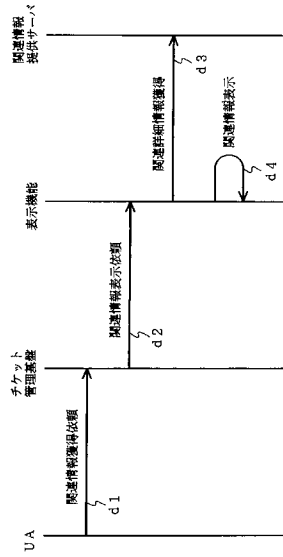
【 図 3 】



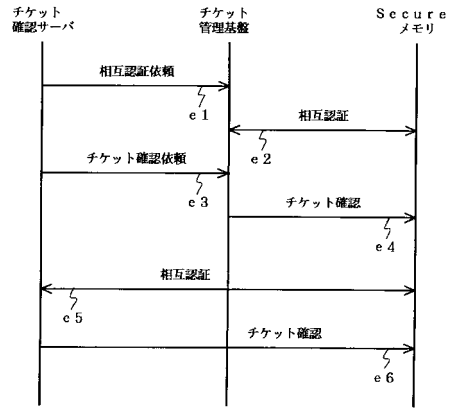
【 図 4 】



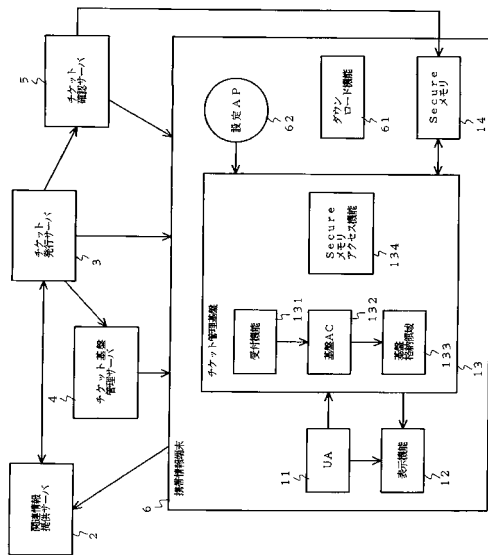
【 図 5 】



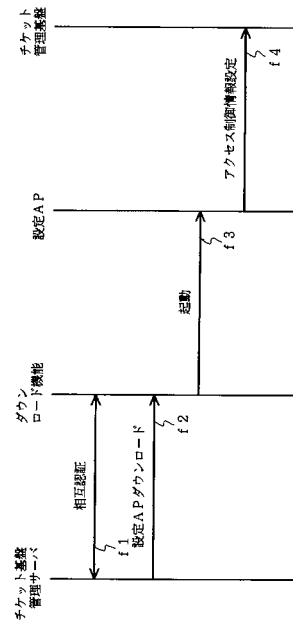
【 図 6 】



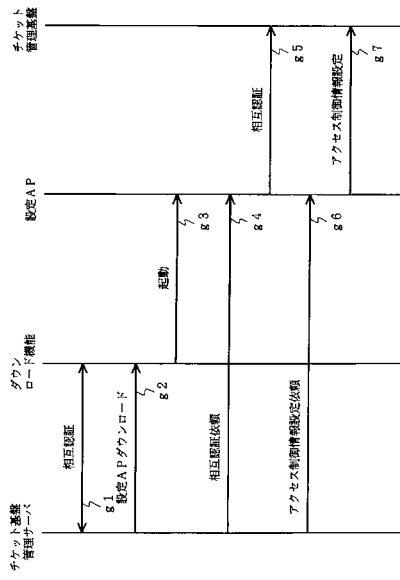
【 図 7 】



【 図 8 】



【図9】



フロントページの続き

(51) Int. Cl.⁷

G 0 6 K 19/073
G 0 9 C 1/00
H 0 4 L 9/10

F I

G 0 6 F 15/02 3 4 0 Z
G 0 6 F 15/02 3 6 0 Z
G 0 6 F 17/60 1 4 0
G 0 6 F 17/60 5 0 6
G 0 6 F 17/60 5 1 0
G 0 6 F 17/60 5 1 2
G 0 9 C 1/00 6 6 0 C
G 0 6 K 19/00 P
H 0 4 L 9/00 6 2 1 Z

テーマコード(参考)